

## 北区農村歌舞伎上演会支援事業助成要綱

令和2年10月1日 北区長決定

### (目的)

- 第1条 この要綱は、北区主催で実施してきた下谷上、上谷上、藍那、小河の農村歌舞伎舞台での農村歌舞伎上演会を、地域住民が自ら伝統芸能の保存振興を図り、地域文化活動の活性化を推進するため、地域等が主催する場合にそれを支援することを目的とする。
- 2 助成金の交付に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 助成金の交付の手続きについては、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成の対象)

- 第2条 下谷上、上谷上、藍那、小河及びその他北区内の各農村歌舞伎舞台を使用して、農村歌舞伎の上演会を自ら主催して行う場合に、主催団体に対して、その必要経費の一部を助成する。但し、その必要対象経費は、別表に示す通りとする。

### (助成金の額)

- 第3条 助成金については、上演関連経費として150万円を限度に、予算の範囲内で助成する。但し、経費が助成予定額に満たない場合は、その額とする。
- 2 助成は年度1回限りとする。
- 3 宗教的活動、政治的活動や営利を目的としたもの、一般市民が入場・見学等ができないものについては助成対象としない。

### (助成の申請)

- 第4条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を事業の着手前に、区長に提出しなければならない。
- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付を受けようとする場合、神戸市または神戸市の外郭団体から他の助成を受けていないことを要件とする。

### (助成の決定)

- 第5条 区長は、補助金規則第6条により助成金の交付決定を行ったときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項により助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、助成金不交付決定通知書（様式第3号）により助成団体に通知するものとする。

(事業の実施及び変更等について)

第6条 助成金交付決定を受けた申請者は、助成申請した計画のとおり事業を実施するものとする。

- 2 下谷上, 上谷上, 藍那, 小河及びその他北区内の各農村歌舞伎舞台の使用については、区長が当該年度の開催場所を決定するものとし、舞台を管理する管理者等と使用の協議を行うものとする。
- 3 申請者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは中止承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。
- 4 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金交付決定変更通知書(様式第6号)または中止承認通知書(様式第7号)を申請者に通知するものとする。
- 5 事業実施当日において、荒天及び事故等、申請者の責に帰せざる理由により、事業を中止または変更せざるを得ない場合は、第1項から第3項の規定にかかわらず、実施報告書(様式第8号)及び助成金額確定通知書(様式第9号)をもって、申請及び承認に代えるものとする。

(事業の報告)

第7条 申請者は、補助金規則第15条に基づき事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該事業実施後、速やかに提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第8号)
- (2) 写真・領収書等事業の実施状況がわかる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第8条 区長は、補助金規則第16条により助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 第6条第5項による事業の中止の場合は、事業着手済とみなして助成対象事業とし、既に支出した必要経費を審査して助成金額を確定し、その旨を助成金額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、助成金の交付額の確定後、助成金の交付を受けようとするときには、助成金請求書(様式第10号)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を申請者に支払うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、区長は助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、事業完了前に、第5条の規定により決定した助成金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 4 申請者は、前項により概算払を受けようとするときには、助成金請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 10 条 区長は、補助金規則第 19 条により助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 11 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金返還請求書（様式第 12 号）によりその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第 8 条の規定により確定された助成金の交付額について、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金概算交付額返還請求書（様式第 13 号）により確定した交付額を超える額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表（要綱第2条関係）

区分	対象	備考
上演関連経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出演者への謝礼</li> <li>② 出演者の交通費</li> <li>③ 音響機器等の借受経費</li> <li>④ 照明設備の設置に伴う経費</li> <li>⑤ 配電工事費</li> <li>⑥ 花道・引き幕等舞台設営経費</li> <li>⑦ 大道具・小道具・衣裳等の制作費</li> <li>⑧ 衣裳等の借受経費</li> <li>⑨ 仮設トイレ・テント等の借受経費</li> <li>⑩ 上演に伴う電気料金負担相当額</li> <li>⑪ パンフレット・チラシ等の印刷，発送に関する費用</li> <li>⑫ 舞台の床や壁などの修理に伴う経費（人件費を含む）</li> <li>⑬ 舞台及び周辺の清掃に伴う経費（人件費を含む）</li> <li>⑭ 事業当日の雑踏整理，駐車場案内等の会場警備に伴う経費（人件費を含む）</li> <li>⑮ 上演実施にかかる保険に伴う経費</li> <li>⑯ 舞台の老朽化による，診断調査等に伴う経費（人件費を含む）</li> <li>⑰ その他，舞台の保存・使用等に必要な経費</li> <li>⑱ その他上演に伴い必要とされる経費</li> </ul>	<p>全体で150万円を限度とする（要綱第3条第1項参照）。</p>